

農地法第3条 買受適格証明願い申請に必要な添付書類

書 類 名	部 数	発行場所	備 考
買受適格証明願	原本2部	農業委員会	農業委員会に書類有
農地法第3条許可申請書	原本2部	”	農業委員会に書類有
土地登記簿謄本	1部	法務局	
土地の公図	1部	”	
公告の写し *インターネット不可	1部	”	・物件明細書 ・現況調査報告書 ・評価書
住民票謄本	1部	住民課	譲受人
営農計画書	1部	申請者	農業委員会に書類有
委任状（代理申請の場合）	1部	申請者	

※ 譲受人が村外の場合は、上記申請書以外に「耕作証明書・農地基本台帳」を添付（書類は各市町村農業委員会にて発行）

注意事項

- ◎ 経営農地面積（申請地を含め、現在耕作している土地）が5,000㎡以上あること。（下限面積）但し「耕作不適地」及び「ヤミ小作地」は算入しません。
- ◎ 譲受人または譲渡人の世帯員の少なくとも1名が年間150日以上（1週間に3日以上）農業に従事できること。
- ◎ 農業委員会総会は開催される時期が決まっております。開催時期によっては、競売のスケジュールとの関係で、期間入札又は特別売却に間に合わないこともありますので注意してください（期間入札は買受適格証明の受理証明でも参加できますが、開札の前日までには買受適格証明が必要となります。特別売却は受理証明では参加出来ません。また、特別売却のみを目的とした買受適格証明の申請はできません）。
- ◎ 農業委員会では、競売物件の問い合わせには応じていません。競売物件の詳細については、裁判所に備え付けてある資料をご覧ください。
- ◆ 競売落札後は、裁判所より「最低価格者証明（落札者証明）」の交付を受けて、農業委員会へ届出をしてください。
- ◎ 各物件については、自己の責任において調査・確認をお願いします。

申請から許可までの日程

- ◎ 申請受付・・・毎月15日締切（締切日以降の申請は翌月分扱いとなります。）
 - ◎ 総会開催・・・毎月25日（変更あり）
 - ◎ 許可書発行・・・総会終了後7日以内
- 詳しくは・・・今帰仁村農業委員会事務局

電話0980-56-2256 F A X 0980-56-2105